

○匝瑳市成年後見制度における市長による審判請求手続等に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、市長が行う審判の請求（以下「審判請求」という。）をする場合の手続を定めるとともに、後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）開始の審判を受けた者（以下「成年被後見人等」という。）に対し成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という。）への報酬の支払に係る助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(審判請求の種類)

第2条 市長が行う審判請求は、次のとおりとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第7条に規定する後見開始の審判
- (2) 民法第11条に規定する保佐開始の審判
- (3) 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意を得なければならない旨の審判
- (4) 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判
- (5) 民法第17条第1項に規定する補助人の同意を得なければならない旨の審判
- (6) 民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する旨の審判
- (7) 民法第876条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する旨の審判

(審判請求の対象者)

第3条 審判請求の対象者（以下「審判請求対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき本市が行う介護保険の第1号被保険者
- (2) 老人福祉法第5条の4第1項の規定により本市が福祉の措置を行う者
- (3) 知的障害者福祉法第9条第1項又は第2項の規定により本市が更生援護を行う知的障害者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条第4項の規定により

本市が相談又は指導を行う精神障害者

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(審判請求)

第4条 市長は、次に掲げる事項を総合的に勘案の上、審判請求対象者の福祉の増進を図るため特に必要があると認めるときは、審判請求を行うものとする。

(1) 審判請求対象者の事理を弁識する能力の程度

(2) 審判請求対象者の配偶者及び2親等内の親族（以下「親族等」という。）の有無

(3) 親族等による審判請求対象者の保護の状況

(4) 審判請求対象者又は親族等が後見等の開始の審判請求を行う可能性

(5) 審判請求対象者の福祉サービス等の利用の必要性

(6) 審判請求対象者の生活、資産及び収入の状況

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めた事項

(審判請求の要請)

第5条 次に掲げる者は、審判請求対象者のうち成年後見制度を利用する必要があると認められるもの（以下「該当者」という。）があるときは、後見等審判請求要請書（第1号様式）により、市長に対し審判請求を行うよう要請することができる。

(1) 民生委員

(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条、第15条及び介護保険法第8条に規定する事業に従事する職員

(3) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）に規定する独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の職員

(4) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院又は診療所の職員

(5) 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所の職員

(6) 前各号に掲げるもののほか、審判請求対象者の日常生活の援助を行っている者（親族等を除く。）

2 市長は、前項の要請があったときは、該当者に係る前条各号に掲げる事項を総合的に勘案し、審判請求を行うか否かを決定し、その結果を後見等審判請求要請に係る回答書（第2号様式）により同項の要請をした者に回答するものとする。この場合において、同条各号中「審判請求対象者」とあるのは、「該当者」と読み替えるものとする。

3 市長は、前項の規定により審判請求を行う旨の決定をしたときは、速やかに審判請求を行うものとする。

（審判請求の手続）

第6条 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用その他の手続は、家庭裁判所の定めるところによる。

（審判請求に係る費用の負担）

第7条 市長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、審判請求に係る費用を負担するものとする。

2 市長は、前項の規定により負担した費用に関し、審判請求対象者の資産その他の状況からその者が当該費用を負担してもなお生計を維持することができる認めるときは、家庭裁判所に対し家事事件手続法第28条第2項の規定による命令を促す申立てを行い、当該命令がされたときは、その者に当該費用の負担を求めることができる。

（親族等への情報提供）

第8条 市長は、審判請求対象者の親族等が審判の請求を行う意思を有するときには必要に応じて当該審判請求対象者の状況その他の情報を当該親族等に提供することができる。

2 前項の規定により情報の提供を行うときは、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び匝瑳市個人情報保護法施行条例（令和5年匝瑳市条例第2号）の規定に基づき個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。

（成年後見人等報酬助成）

第9条 市長は、第3条各号のいずれかに該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する成年被後見人等（以下「助成対象者」という。）の成年後見人等に支払うべき報酬の全部又は一部について、成年後見人等報酬助成金（以下「助成

金」という。)を支給することができる。

(1) 生活保護法に基づく被保護者

(2) 収入、預貯金及び換金可能な資産から成年後見人等報酬全額を支払うことにより、その生計を維持することが困難と認められる者

2 前項の規定にかかわらず、助成対象者の成年後見人等が民法第725条に規定する親族である場合は、当該成年被後見人等を助成の対象としない。

(助成金の額)

第10条 助成金の支給額は、家事事件手続法第39条及び同法別表第1に規定する成年後見人等に対する報酬付与の審判により家庭裁判所が決定した額（以下「決定額」という。）に相当する額とする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（決定額が複数の月にまたがる期間に対する合計金額であるときは、各号に定める額に当該期間の月数を乗じて得た額）を限度とする。

(1) 成年被後見人等が在宅の場合 月額28,000円

(2) 成年被後見人等が在宅以外の場合 月額18,000円

(助成金の申請)

第11条 助成金の支給を受けようとする成年被後見人等又は審判請求に係る審判により代理権を付与された成年後見人等は、成年後見人等報酬助成金支給申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 報酬付与の審判書の写し

(2) 家庭裁判所に提出した成年被後見人等の財産目録の写し

(3) 助成対象者の公的年金等の源泉徴収票の写し等収入の分かる書類

(4) 助成対象者の金銭出納簿の写し等必要経費の分かる書類

(5) 登記事項証明書又は法定後見の審判所謄本及び確定証明書の写し（市長が審判請求していない助成対象者の後見人等が申請を行う場合に限る。）

(6) 代理権付与の審判決定書の写し（市長が審判請求していない助成対象者の保佐人又は補助人が申請を行う場合に限る。）

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請書は、家庭裁判所による報酬付与の審判の決定があった日の翌日

から起算して60日以内に市長に提出しなければならない。

(決定)

第12条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の支給の可否を決定し、その結果を成年後見人等報酬助成金支給決定(却下)通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第13条 前条に規定する助成金の支給決定を受けた成年被後見人等又は成年後見人等は、成年後見人等報酬助成金請求書(第5号様式)を市長に提出することにより助成金の支給を受けるものとする。

(報告義務)

第14条 第12条に規定する助成金の支給決定を受けた成年被後見人等又は成年後見人等は、当該成年被後見人等の資産状況又は生活状況について変化があったときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(受給資格の消滅)

第15条 助成金の支給を受ける資格は、成年被後見人等が次の各号のいずれかの事由に該当することとなったときは消滅する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 後見等開始の審判の取消しがあったとき。
- (3) 第9条の要件に該当しなくなったとき。

(助成金の返還)

第16条 市長は、成年被後見人等の前条各号のいずれかに該当したことにより受給資格が消滅したとき、又は偽りその他不正な手段により成年後見人等の報酬の助成を受けた者があるときは、助成金の支給の決定を取り消すとともに、助成金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、審判請求の手続及び助成金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則は、この規則の施行の日以後に市長が行う審判請求から適用する。

附 則（平成22年 6 月 21日規則第34号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この規則による改正前の規則の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成23年 5 月 25日規則第36号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にされている改正前の匝瑳市成年後見制度における市長による審判請求手続等に関する規則の規定による提出又は通知に係る成年後見人等報酬助成金支給申請書、成年後見人等報酬助成金支給決定（却下）通知書及び成年後見人等報酬助成金請求書の様式については、改正後の匝瑳市成年後見制度における市長による審判請求手続等に関する規則第 3 号様式、第 4 号様式及び第 5 号様式にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年 7 月 4 日規則第46号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

（匝瑳市成年後見制度における市長による審判請求手続等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に、第16条の規定による改正前の匝瑳市成年後見制度における市長による審判請求手続等に関する規則第 3 条の審判請求対象者（匝瑳市の外国人登録原票に登録されている者に限る。）で施行日において法附則第 4 条第 1 項の規定により住民票が作成されるものは、施行日において第 16条の規定による改正後の匝瑳市成年後見制度における市長による審判請求手続等に関する規則第 3 条の審判請求対象者とみなす。

附 則（平成24年10月19日規則第53号）

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日規則第14号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第8条、第14条、第16条、第18条、第22条、第24条及び第28条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月23日規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5条第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月28日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年6月30日規則第18号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この規則による改正前の規則の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和4年8月19日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月28日規則第30号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月14日規則第2号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、改正前の匝瑳市成年後見制度における市長による審判請求手続等に関する規則の規定によ

りなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 改正後の匝瑳市成年後見制度における市長による審判請求手続等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第3条の規定は、施行日以後にあった審判請求から適用し、施行日前にあった審判請求については、なお従前の例による。
- 4 改正後の規則第11条第1項の規定は、施行日以後に申請書を市長に提出した者から適用する。